

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報保護ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府木津川市長

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施            ②接種歴及び自己負担金等の管理            ③予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務            ④マイナポータルのお知らせ機能での通知            ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18及び19の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び16の3の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2及び第12条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木津川市 総務部 総務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

木津川市 健康福祉部 健康推進課  
〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9  
電話0774-75-1219

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 17、18、19の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 【情報提供の根拠】 16の2	事前	
平成29年2月28日	I-5-① 部署	保健福祉部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	
平成29年2月28日	I-5-② 所属長	健康推進課長 大溝 健俊	健康推進課長	事後	
平成29年2月28日	I-8 連絡先	木津川市 保健福祉部 健康推進課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1219	木津川市 健康福祉部 健康推進課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1219	事後	
平成29年5月29日	I-1-② 事務の概要	木津川市は、予防接種法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者に予防接種を実施し、接種歴・自己負担金の有無等のデータを管理する。 ②定期予防接種に起因する健康被害が発生した場合は、給付に係る事務を行う。	木津川市は、予防接種法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者に予防接種を実施し、接種歴・自己負担金の有無等のデータを管理する。 ②定期予防接種に起因する健康被害が発生した場合は、給付に係る事務を行う。 ③マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成29年5月29日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム	事後	
平成31年2月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10項	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 【情報提供の根拠】 16の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2及び第12条の2の2	事後	
令和2年2月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月24日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年2月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月24日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和3年6月9日	I-1-② 事務の概要	木津川市は、予防接種法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者に予防接種を実施し、接種歴・自己負担金の有無等のデータを管理する。 ②定期予防接種に起因する健康被害が発生した場合は、給付に係る事務を行う。 ③マイナポータルのお知らせ機能での通知	木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②接種歴及び自己負担金等の管理 ②予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務 ③マイナポータルのお知らせ機能での通知 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月9日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム	健康管理システム(健康かるて) 番号連携サーバー、中間サーバー 京都府・市町村共同電子申請システム ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年6月9日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2及び第12条の2の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2  【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、16の3及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	事後	
令和3年6月9日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年12月24日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月9日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年12月24日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、16の3及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、16の3及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号法改正に伴う変更
令和3年8月10日	I-1-② 事務の概要	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②接種歴及び自己負担金等の管理 ②予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務 ③マイナポータルのお知らせ機能での通知 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②接種歴及び自己負担金等の管理 ②予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務 ③マイナポータルのお知らせ機能での通知 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I-3 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項            番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2            番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p>	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10及び93の2の項            番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2            番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)            番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	
令和4年7月7日	I-1-② 事務の概要	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施            ②接種歴及び自己負担金等の管理            ③予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務            ④マイナポータルのお知らせ機能での通知            ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施            ②接種歴及び自己負担金等の管理            ③予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務            ④マイナポータルのお知らせ機能での通知            ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。            ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	I-1-② 事務の概要	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②接種歴及び自己負担金等の管理 ③予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。</li> </ul>	<p>木津川市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②接種歴及び自己負担金等の管理 ③予防接種に起因する健康被害が発生した場合の救済事務 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事前	
令和6年3月27日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、16の3及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2及び第12条の2の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事前	